

## 一般事業主行動計画

～職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する～

① 計画期間 平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日

② 目標と達成のための対策

目標 : 子の看護休暇の取得促進  
計画期間中に3名以上の取得を目指す。

※ 実績・・・平成22年度 1名 1日  
平成23年度 3名12日  
平成24年度、25年度 実績なし

対策： 平成26年4月～ 下記の周知活動を行う。  
・両立支援委員会としておたよりを発行し、制度の周知を実施する。  
・産休に入る職員には制度について説明を行う。

目標 : 育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う。

対策： 平成26年4月～ 育児休業中の職員へ資料等を郵送する。  
・翌月の月間予定表  
・職員研修会のちらし（参加を促すため）  
・職員研修会資料（研修内容の周知）